

第7期(R6～R8)		第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画(R9～R11)＜案＞ ～厚生労働省による基本指針に基づく～		第8期障がい福祉計画等に係る国の基本指針
策定項目		策定項目	備考	期限・内容
章	内容	章		
1	計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間等	1	計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間等	
2	各種統計資料(障がい者数等)	2	各種統計資料(障がい者数等)	
3	成果目標	3	成果目標	
	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行		
	① 地域移行者数	① 地域移行者数		令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
	② 施設入所者数	② 施設入所者数		令和7年度末の施設入所者数から5%以上削減する。
	(2)精神障がい\にも対応した地域包括ケアシステムの構築	(2)精神障がい\にも対応した地域包括ケアシステムの構築		①令和11年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を319.3日以上とすることを基本とする。 ②令和11年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である者)を設定する。 ③令和11年度における退院後3 か月時点の再入院率を10.3%以下、退院後6ヶ月時点の再入院率を17.4%以下、退院後1 年時点の再入院率を25.7%以下とすることを基本とする。 ④傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数 ⑤住民のこころの状態の把握
	(3)地域生活支援の充実			
	① 地域生活支援拠点の整備等	【(5)に移動】		
	② 強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備			
	(4)福祉施設から一般就労への移行等	(3)福祉施設から一般就労への移行等		
	① 一般就労への移行者数	① 一般就労への移行者数		令和11年度末までに、令和6年度の移行実績の1. 31倍以上とする。うち移行支援事業:1. 14倍、就労A型:1. 52倍、就労B型:1. 67倍
	② 一般就労への移行者の割合	② 一般就労への移行者の割合		就労支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
	③ 就労定着支援事業利用者	③ 就労定着支援事業利用者		令和11年度末までに、令和6年度の移行実績の1. 47倍以上とする。
	④ 就労定着支援による職場定着率	④ 就労定着支援による職場定着率		令和11年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とする。
		⑤ <u>就労選択支援事業の体制確保</u>	新規目標	令和11年度末までに、就労選択支援事業所を一ヶ所以上設置(協議会設置圏域)し、就労選択支援を提供できるよう体制確保に努める。
	⑤ 地域の就労支援ネットワークの強化	⑤ 地域の就労支援ネットワークの強化		地域の就労支援ネットワークを強化し雇用、福祉党等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等を設けて取組を進める。
	(5)障がい児支援の提供体制の整備等	(4)障がい児支援の提供体制の整備等		
	① 児童発達支援センターの設置	① <u>重層的な地域支援体制の構築</u>	新規目標	令和11年度末までに、児童発達支援センターの中核的な支援機能(発達支援・家族支援機能、スーパーバイズ・コンサルテーション機能、インクルージョン推進、相談機能)を確保(圏域対応可)する。
	② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	② <u>障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進</u>	新規目標	令和11年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置(圏域設置可)する。
	③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		令和11年度末までに、各市町村(圏域設置可)に少なくとも一ヶ所以上確保する。
	④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		令和11年度末までに、各市町村(県が関与した上での圏域設置可)に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
		⑤ <u>障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保</u>	新規目標	令和11年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保(圏域対応可)する。
		(5)地域生活支援の充実		
	【(3)から移動】	① 地域生活支援拠点の整備等		令和11年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも一つ以上整備するとともに、その機能の充実のためコーディネーターを配置する。また年1回以上運用状況を検証、検討する。
		② 強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備		令和11年度末までに、強度行動障害を有する者に関して各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。
	(6)相談支援体制の充実・強化	(6)相談支援体制の充実・強化		
	① 基幹支援センターの設置	① <u>基幹支援センターの設置</u>		令和11年度末までに、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させる。
	② 協議会における地域サービス基盤の開発・改善等	② 協議会における地域サービス基盤の開発・改善等		令和11年度末までに、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うための協議会の体制を確保する。
		③ <u>セルフプランの件数</u>		令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする。
	(7)障がい福祉サービス等の質の向上	(6)障がい福祉サービス等の質の向上		
		① サービスの質向上のための体制を構築		令和11年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。
4	障がい福祉サービス及び相談支援について	4 障がい福祉サービスの見込量と確保策		
	(1)訪問系サービス	(1)訪問系サービス	成果目標を達成するための活動指標	
	(2)日中活動系サービス	(2)日中活動系サービス		
	(3)居住系サービス	(3)居住系サービス		
	(4)相談支援	(4)相談支援		
5	障がい児通所支援及び障がい児相談支援について	5 障がい児通所支援等の見込量と確保策		
	(1)障がい児通所支援	(1)障がい児通所支援	成果目標を達成するための活動指標	
	(2)障がい児相談支援	(2)障がい児相談支援		
6	地域生活支援事業について	6 地域生活支援事業について		
	(1)実施内容	(1)実施内容		
	①必須事業	①必須事業		
	②任意事業	②任意事業		
	(2)必要量見込み	(2)必要量見込み	成果目標を達成するための活動指標	
	(3)必要な見込量の確保のための方策	(3)必要な見込量の確保のための方策		